

白川町選挙管理委員会告示第53号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により、令和8年8月9日執行の白川町長選挙における各候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書が提出されたので、同法第192条第1項の規定により、別紙のとおりその要旨を公表する。

令和8年8月24日

白川町選挙管理委員会委員長 安江正宏

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年8月9日執行 白川町長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

1,953,800 円
- 3 報告書の要旨

|         |      |      |     |                     |
|---------|------|------|-----|---------------------|
| 候補者氏名   | 佐伯正貴 | 所属党派 | 無所属 | 令和8年6月29日から         |
| 出納責任者氏名 | 藤井勝則 |      |     | 第1回分<br>令和8年8月10日まで |

|                     |               |
|---------------------|---------------|
| 収入                  | 支出            |
| 主たる寄附               | 人件費80,000円    |
| （氏名・団体名）（職業）（寄付額）   | 家屋費30,000円    |
| 谷端 克久 会社役員 10,000 円 | 選挙事務所費30,000円 |
| 安江 年春 自営業 10,000 円  | 集会会場費0円       |
| 藤井 みのり 会社員 10,000 円 | 通信費3,080円     |
| 藤井 るり子 会社員 10,000 円 | 交通費42,482円    |
| 三戸 由美子 主婦 10,000 円  | 印刷費194,265円   |
| 藤井 実 会社役員 10,000 円  | 広告費112,190円   |
| 藤井 隆 自営業 10,000 円   | 文具費2,448円     |
| 佐伯 一将 会社員 10,000 円  | 食糧費22,684円    |
|                     | 休泊費0円         |
|                     | 雑費42,496円     |
| その他の寄附 4 件 13,272 円 |               |
| その他の収入 452,796 円    |               |
| 今回計 546,068 円       | 今回計 529,645 円 |
| 前回計 0 円             | 前回計 0 円       |
| 総計 546,068 円        | 総計 529,645 円  |

|                  |         |           |
|------------------|---------|-----------|
| 支出のうち<br>公費負担相当額 | 項目      | 金額        |
|                  | ビラの作成   | 2,514 円   |
|                  | ポスターの作成 | 182,965 円 |
|                  | 計       | 185,479 円 |

|          |           |        |
|----------|-----------|--------|
| 報告書受理年月日 | 令和8年8月19日 | 第1回報告分 |
|----------|-----------|--------|

備考

- 1 各候補者の記載の順序は、参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙においては「あいうえお」順とし、参議院比例代表選出議員の選挙においては参議院名簿届出政党毎に「あいうえお」順とする。
- 2 「候補者届出政党、参議院名簿届出政党等又は所属党派」の欄には、衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、法第86条第1項の規定による届出があったときは候補者届出政党の名称を、同条第2条又は第3項の規定による届出があったときは候補者の所属する党派名を記載するものとし、参議院比例代表選出議員の選挙においては、参議院名簿届出政党等の名称を記載するものとし、その他の選挙（衆議院比例代表選出議員の選挙を除く。）においては、公職の候補者の所属する党派名を記載するものとする。
- 3 「主たる寄附」の欄には、寄附のうち寄附者別の寄附額が衆議院小選挙区選出議員、参議院又は都道府県知事の選挙にあつては3万円以上のもの、その他の選挙にあつては1万円を超えるものについて記載するものとし、「その他の寄附」の欄には、これらの寄附以外について、その総計を何件、何円と一括記載するものとする。
- 4 専ら法第49条の2の規定による投票に関してする選挙運動で国外においてするものに関する支出については、支出の各欄ごとに外書をして括弧を付して記載するものとする。